

産前・産後ヘルパーの支援内容の例

支援できるのは、「日常的に行う必要がある」家事と育児です。一般的にこれに当てはまらないことは、支援の対象になりませんので、ご注意ください。

この項目を参考に、2時間以内で行える内容を検討して、市や事業者にお伝えください。

また、事業者によっては、提供できないサービスもありますので、事前に派遣事業所とご相談ください。

	支援できることの例	支援できないことの例（留意事項）
家事に関する支援	<p>家事支援に必要な備品（器機・洗剤等）は、利用者にご用意いただき、無償で使用させていただきます。</p> <p><u>ア 食事の準備及び片付けの例</u></p> <p>a 調理（一般家庭で日常的に調理可能なもの。例：炊飯、みそ汁、カレー、煮物、野菜炒め、焼き魚等）</p> <p>b 配膳・後かたづけ（食器洗い・テーブル拭き等）</p> <p>※材料等の買い出しからの支援を希望する場合は、移動の時間、買い出しに要する時間も利用時間に含まれます。</p> <p><u>イ 衣類の洗濯、補修の例</u></p> <p>a 洗濯機を回す、洗濯物を干す、干した洗濯物を取り込みたたむ、タンス等へしまう。</p> <p>b アイロンをかける、ボタンを付ける。</p> <p><u>ウ 居室等の掃除、整理整頓の例</u></p> <p>a 掃除機、フロア用清掃用具、粘着カーペットクリーナーによる掃除</p> <p>b 台所・トイレ・風呂・洗面所の日常的な掃除</p> <p>c 玄関・ベランダの掃き掃除</p> <p>d 布団干し・シーツ交換</p> <p>e 新聞、雑誌等の簡単なかたづけ</p> <p><u>エ 生活必需品の買い物の例</u></p> <p>a スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどでの食材・日用品の買い物</p> <p><u>オ 日常的に必要なある家事の例</u></p> <p>a 日常的に使用している布団を干す。</p>	<p>家事支援は、危険な作業や専門的な機材・知識を必要とする作業・調理は出来ません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理できるのは当日分のみです。 ・特別な手間をかけて作る料理や来客のための食事の準備・かたづけ <p>・毛布やカーテン等の洗濯</p> <p>・大量のアイロンがけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ出し、大掃除 ・排水溝の掃除、浴室・トイレ等のカビ取り等 ・エアコン、ガスコンロ、冷蔵庫等の掃除 ・自動車の洗浄 ・室内外の家屋の修理 ・部屋の模様替え（家具等の移動も含む。） ・窓の掃除、草刈り、花木の手入れ ・引越しの手伝い <ul style="list-style-type: none"> ・商品代は利用者負担です。移動時間も利用時間に含まれます。出産祝いのお返しの買い物等はできません。 ・家電製品、娯楽品等の購入 ・たばこや酒類などの嗜好品の購入 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車への給油 ・銀行での振り込み、現預金の預け入れ、引き出し等 ・郵便局・ポストへの郵便物の持込みや宅配便の受取 ・市役所等への届出 ・ペットの世話、散歩等

	支援できることの例	支援できないことの例（留意事項）
育児に関する支援	<p>育児支援に必要な備品等（哺乳瓶・おむつ・玩具等）は、利用者にご用意いただき、無償で使用させていただきます。</p> <p><u>ア 授乳の例</u></p> <p>a 湯沸かし、粉ミルクの調合 b 哺乳瓶の洗浄・煮沸、消毒・かたづけ</p> <p><u>イ おむつ交換の例</u></p> <p>a おむつを用意する、使用済みおむつをまとめて捨てる。</p> <p><u>ウ もく浴介助の例</u></p> <p>a ベビーバスの用意、かたづけ b 赤ちゃんを拭き、おむつをはかせ、服を着せる。</p> <p><u>エ 適切な育児環境の整備の例</u></p> <p>a エアコンの温度調節、窓開け、カーテンによる室温調整 b ベビー布団を干す、シーツ・毛布等を洗濯する。 c 赤ちゃんの着替え</p> <p><u>オ 日常的に行う必要がある育児の例</u></p> <p>a 居宅内で上の子の遊び相手になる b ベビー布団の用意・かたづけ</p>	<p>育児に関する支援は、利用者（保護者）とお子様と一緒にいる場所で行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミルクを与えること ・離乳食の調理、食べさせること <p>・ヘルパーは「おむつ交換」そのものをすることはできません。</p> <p>・ヘルパーは「もく浴」そのものをすることはできません。</p> <p>・ベビーベッド、乳児用玩具等の組立て・取付け等はできません。</p> <p>・ヘルパーとお子様だけの留守番等もできません。</p>
その他の支援できないことの例		<p>a 利用者が内職や家業等の従事している間の家事・育児</p> <p>b 行事等の付添い</p> <p>c 通院や健診等への同行</p> <p>d 保育所や学校等への送迎補助</p> <p>e 医療行為</p> <p>f 片道概ね 1km 以上の徒歩での移動</p> <p>g 日常的に（ほぼ毎日）行う必要がないこと</p>